

随意契約結果書

業務の名称	九州技術事務所庁舎等で使用する電気
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州技術事務所長 坂元 浩二 福岡県久留米市高野1丁目3-1
契約年月日	平成31年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	福岡市久留米市原古賀町30番地6 九州電力(株)久留米営業所
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	7,206,402円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	7,830,312円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名 九州技術事務所庁舎等で使用する電気
2. 納入場所 福岡県久留米市高野1丁目3番1号
九州技術事務所
3. 契約の相手方 名 称:九州電力(株)久留米営業所
住 所:福岡県久留米市原古賀町30番地6
4. 適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令
第102条の4第3号

5. 当該購入の目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該購入の目的

九州技術事務所の電気は当事務所の運営のため必要不可欠なものである。本購入は安定な電気供給を行い、所定の機能を確保するためのものである。

(2) 当該購入の内容

本購入は、九州技術事務所に引き込んだ込線取付点に交流3相3線式、供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト、計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト、標準周波数 60ヘルツの電気を供給するものである。

(3) 随意契約に付する理由

平成31年度の電気の供給契約について、一般競争契約(WTO対象以外)の手続を行ったが、入札参加者が辞退したため、4月1日からの電気供給予定者が決定していない状況である。

再度、入札公告期間の短縮等により手続を行った場合、契約締結後の電力供給手続準備期間(通常1ヶ月程度)を考慮すると、九州技術事務所への4月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

九州電力(株)久留米営業所は九州技術事務所の所在する福岡県久留米市で電気事業法に基づく唯一の「旧一般電気事業者」である。「旧一般電気事業者」は「電気事業法第17条において、供給区域における電気需要者への電気の供給がさだめられており、上記事業者は4月1日から九州技術事務所に電気を供給することができる唯一の事業者である。

以上のことから、本購入を円滑かつ的確に遂行するためには、九州電力(株)久留米営業所が唯一の契約相手方と判断するものであることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
九州技術事務所 総務課長